

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種		許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容					
発注者名及び住所	〒 -				
工期	自 至	年 月 日	契約日	年 月 日	

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督名		権限及び意見申出方法	
---------	--	------------	--

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者・主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
下請契約							

- (記入要領)
- この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書(様式第1号一甲)を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
 - 発注者及び下請負人との契約書面の写しを添付(公共工事は請負代金額の記載のあるもの)。上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載がある場合は、その写しを添付することにより添付を省略することができる。
 - 監理技術者・主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者・主任技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
 - 監理技術者・主任技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。
 - ①資格を証するものの写し ②自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所電話番号	〒 -	(TEL - -)	
工事名称及び工事内容			
工期	自 至	年 月 日	契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		※専門技術者名	
		資格内容	
※登録基幹技能者名・種類		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

- ① 出入国及び難民認定法(昭和26政令319号)別表第1の2の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という)が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 外国人建設就労者の従事状況(有無)欄は、技能実習に引き続き国内に在留し、又は一旦本国へ帰国した後に再入力し、建設業務に従事する「外国人建設就労者(在留資格:特定活動)」が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、この様式左側の営業所の名称欄には元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、右側の一次下請負人に関する事項は請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、この様式左側について、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。右側の一次下請負人に関する事項については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合には欄を追加して記載する。

※[主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]

- 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するため必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - (1)経験年数による場合 (2)資格等による場合 (3)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 1)大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験 1)建設業法「技術検定」 6)消防法「消防設備士試験」(短大・高専卒業者を含む。)
 - 2)建築士法「建築士試験」 7)職業能力開発促進法「技能検定」
 - 2)高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験 3)技術士法「技術士試験」
 - 3)その他 10年以上の実務経験 4)電気工事事法「電気工事事試験」